

さいたま市立見沼小学校PTA会則

第1章 名称と事務所

第 1 条 この会は、さいたま市立見沼小学校PTAといい、事務所を同校内に置く。

第2章 目的と活動

第 2 条 この会は、保護者及び教職員が協力し、家庭、学校及び社会における児童・青少年の健全育成を図ることを目的とする。

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 会員の教養を高めるための文化活動及び研修並びに会員相互の親睦
- (2) 児童の校外生活の保導（保護善導）、交通環境及び生活環境の整美（整備・美化）
- (3) 会員及び児童の健康増進
- (4) 会員及び地域社会における教育に対する意識の高揚
- (5) 会員及び児童の表彰・慶弔等
- (6) その他、この会の目的達成に必要な活動

第 4 条 この会は、営利を目的とせず、特定の政党及び宗教に関係しない。

第 5 条 この会は、児童・青少年の育成及び福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。

第3章 会 員

第 6 条 この会は、さいたま市立見沼小学校に在籍する児童の保護者及び教職員をもって組織する。

第 7 条 会員は、会費を納めるものとする。会費の額等は、細則で定める。

第 8 条 会員は、平等の権利及び義務を有する。

第 9 条 会員は、さいたま市PTA協議会及び、(社)日本PTA全国協議会の会員となる。

第4章 会 計

第 10 条 この会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

第 11 条 この会の会計に関し、必要な表簿として次のものを備える。

- (1) 会費徴収簿 (2) 出納簿 (3) 予算書
- (4) 予算差引簿 (5) 決算書 (6) 領収書綴 (7) 預金通帳

第 12 条 この会の決算は、年度の間及び年度末に会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

第 13 条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 役 員

第 14 条 この会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 5 名 (うち教職員 1 名)
- (3) 書記 3 名 (うち教職員 1 名)
- (4) 会計 3 名 (うち教職員 1 名)
- (5) 監事 2 名

第 15 条 この会の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を助け会長に事故あるときは会長に代わる。
- (3) 書記は、この会の運営に関する事務を処理する。
- (4) 会計は、この会の会計に関する事務を処理する。
- (5) 監事は、この会の会計を監査する。

第 16 条 この会の役員選出は、選考委員会において選考し、総会にて承認を得る。

第 17 条 役員は1年とする。ただし、再任することができる。

第 18 条 この会に、顧問及び参与を置くことができる。

- (1) 顧問は、役員会が推薦し、総会にて承認を得る。
- (2) 顧問は役員等の相談にのるとともに、役員から依頼のある会議に出席し意見を述べることができる。
- (3) 参与は校長があたり、すべての会議に出席し意見を述べるができる。
- (4) 顧問の任期は1年、参与の任期は校長在任期間とする。ただし、顧問は再任することができる。

第6章 選考委員会

第 19 条 この会の役員選出のため、選考委員会を置く。

- (1) 選考委員は、第6学年を除く学年委員から各学年1名を充てる。
- (2) 選考委員会の細部については細則で定める。

第7章 常置委員会・臨時委員会

第 20 条 この会の活動を推進するため、次の常置委員会を置き、代表者を選任して活動

を分担する。ただし、必要に応じ、委員会を置かないこともできる。

- (1) 学年委員会 学級・学年活動、他委員会に属さない事項の計画・立案等
- (2) 総務委員会 PTA総会等行事の運営、学校ファーム等学校と地域との連携事業等
- (3) 地区委員会 児童・青少年の育成及び福祉のため活動する、他の団体及び機関並びに保導交通委員会との協力等
- (4) 保導交通委員会 児童の校外生活の保導、地域環境の浄化、交通安全指導等
- (5) 保健厚生委員会 学校保健への協力、生活環境の整美等
- (6) 広報委員会 機関紙の発行、広報・広聴等
- (7) 常置委員会の構成・運営については細則で定める。

第 21 条 特別な事項について必要あるときは、臨時委員会を設けることができる。

- (1) 臨時委員会の構成・運営については細則で定める。

第8章 総会・新旧委員総会・運営委員会・役員会

第 22 条 総会は、この会の最高議決機関であり、全会員で構成する。

第 23 条 定期総会は、年1回年度初めに開催する。臨時総会は会長が必要と認めたとき又は、会員の3分の1以上の要請があったときに開催する。

第 24 条 定期総会は、次のことを承認・議決する。

- (1) 活動及び決算報告
- (2) 役員承認
- (3) 活動計画及び予算案の承認
- (4) その他の必要事項の議決

第 25 条 総会の議決は、出席者の過半数をもって決定する。ただし、可否同数の場合は議長が決める。

第 26 条 新旧委員総会は、総会に次ぐ議決機関で、会長が召集し役員及び新旧委員で構成し次のことを行う。

- (1) 活動及び決算報告
- (2) 定期総会議案の事前審議、承認
- (3) その他の必要事項の審議、決定

第 27 条 運営委員会は、監事を除く役員、常置及び臨時委員会の正・副委員長並びに全学年委員をもって構成し、必要に応じ随時開催する。

第 28 条 運営委員会は、次の事項について協議・議決・執行をする。

- (1) 各常置委員会の活動についての連絡調整
- (2) 各常置委員会に属さない事項及び緊急事項
- (3) 総会提出の議案
- (4) 細則
- (5) その他の必要事項

第 29 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成し、必要に応じ随時開催する。

第 30 条 役員会は次の事項について協議する。

- (1) 運営委員会に凶る事項
- (2) その他、この会の運営についての緊急事項

第 31 条 この会の運営上、必要な表簿として次のものを備える。

- (1) 会則
- (2) 委員・役員名簿
- (3) 記録簿
- (4) 文章綴

第9章 補 則

第 32 条 この会則の改正は、総会において、承認されなければならない。

第 33 条 この会の運営に関し必要あるときは、細則を定めることができる。細則は、運営委員会で作成協議し、総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この会則は、昭和42年4月1日から施行する。
- 2 この会則は、平成3年5月9日から改正施行する。
- 3 この会則は、平成4年5月28日から改正施行する。
- 4 この会則は、平成14年5月7日から改正施行する。
- 5 この会則は、平成15年5月6日から改正施行する。
- 6 この会則は、平成16年4月1日から改正施行する。
- 7 この会則は、平成20年4月1日から改正施行する。
- 8 この会則は、平成22年4月1日から改正施行する。
- 9 この会則は、平成23年4月1日から改正施行する。

さいたま市立見沼小学校 P T A 細則

前 文

この細則（運用規定）は、さいたま市立見沼小学校 P T A 会則第 9 章補則第 3 3 条に基づき、その運用について必要事項の細部にわたり定めるものである。なお、細則としては、異例の表現もあるが、理解しやすいことを第一義と考えての表現である。

1 会則第 2 章 第 3 条の（5）「表彰・慶弔等」について

（1） 感謝・表彰について

- ① 児童の表彰に関しては、校長の推薦による。
- ② 本会及び学校の振興発展に功績顕著なる者の感謝・表彰に関しては、参与同席の上役員会において協議し、決定する。
- ③ 感謝・表彰は、感謝状又は表彰状を贈呈し、併せて記念品を贈呈することができる。

（2） 慶弔等について

① 次の表により敬意を表す。

種 別	該当者	金額・その他
入 院	児童・教職員	5, 0 0 0 円（継続 2 週間以上の入院）
弔 事	児童・会員	5, 0 0 0 円及び花輪（代表者参列）
〃	会員以外（※）	5, 0 0 0 円
その他・災害時	児童・会員	参与及び関係者を含む役員会でその都度協議する

※ 教職員の配偶者及び一親等親族

② この慶弔等による金品に対しては、返礼しないものとする。

2 会則第 2 章 第 3 条（2）「その他、必要な活動」の出張について

学区外（見沼小から 2km 未満を除く）の諸行事への出張について

- （1）交通費は実費とし、最低交通運賃とする。
ただし、自家用車を利用する場合一台につき、旧大宮市内 5 0 0 円、旧大宮市外 7 0 0 円の支給とする。
会議費、会費、参加費等の納入額は、全額支給する。
- （2）食費が必要となる会の参加に対しては、その会で準備される弁当の場合は全額支給とし、外食の場合は 1 食につき 7 0 0 円の支給とする。
- （3）宿泊を要する場合、その際の規定料金とする。

3 会則第 3 章 第 7 条「会費」について

- （1）会費は、一世帯月額 4 5 0 円とし、年 2 回（前・後期）に分けて徴収する。
- （2）会費より周年行事積立金として一世帯月額 5 0 円を積み立てる。本積立金は周年行事用としてあてるものとし、執行にあたっては、総会の承認を得るものとする。
- （3）集金した会費は、返金しないものとする。ただし、会費集金日までに、会計に連絡があった場合は、在籍月数での徴収とする。

4 会則第3章 第8条「会員」について

会員は、常置委員会・運営委員会に出席し傍聴することができる。なお、特別の事情がある場合、会長の承認を得て、会議において発言することができる。

5 会則第6章 第19条「選考委員会」について

- (1) 選考委員は、委員の互選により正・副委員長を選出し、委員会を構成する。
- (2) 選考委員会は、次年度の役員候補者を推薦し、その選考にあたる。
- (3) 選考委員会は、選考した役員候補者を定期総会に報告し、その承認を求める。
- (4) 選考委員会は、9月に発足し、その任務を終了したとき解散する。
- (5) 選考委員会は、第一回委員会開催にあたっては、前年度、選考委員長及び副委員長が出席し、前年度申し送り事項、記録等を説明する。

6 会則第7章 第20条「常置委員会」について

- (1) 常置委員会の各委員の選出にあたっては、次のようにする。
 - ① 各学級から5名を選出する。ただし、児童数が1学級30名を下回るクラスについては、考慮する。また、第6学年は2名、5組は1名とする。
各委員会の全体的な人数調整については、役員会等において事前に検討する。
 - ② ①の6名の選出委員は、学級委員となり、各学級担任と学級委員会を構成するとともに各学年委員会の構成委員となる。
 - ③ 職員も各委員会に所属する。
- (2) 各委員会の構成にあたっては、次のようにする。
 - ① 各学級の委員長は学年委員とする。
 - ④ 各学年委員会は、各学級委員長の互選により各学年委員長を選出する。
 - ⑤ 学年委員会を除く常置委員会は、委員の互選により委員長1名及び副委員長1名を選出する。

7 会則第7章 第21条「臨時委員会」について

臨時委員会の開設は、運営委員会において必要と認められたときに設置することができる。

(バザー委員会・〇〇記念委員会・会則検討委員会等)

- (1) 委員の選出や具体的な活動内容については、参与同席の上、役員会においてその都度協議する。
- (2) 臨時委員会に要する経費については、役員会・運営委員会において協議する。
- (3) 臨時委員会は、その任務を終了したときに解散する。

附 則

ここに定める以外の特別事項については役員会で協議する。

ただし、緊急を要する事項については、会長が参与と協議・専決措置し事後に役員会に報告・承諾を得るものとする。

- 1 この細則は平成4年4月1日から施行する。
- 2 この細則は平成14年5月7日から改正施行する。
- 3 この細則は平成15年5月6日から改正施行する。
- 4 この細則は平成16年4月1日から改正施行する。
- 5 この細則は平成18年4月1日から改正施行する。
- 6 この細則は平成20年4月1日から改正施行する。
- 7 この細則は平成22年4月1日から改正施行する。
- 8 この細則は平成23年4月1日から改正施行する。
- 9 この細則は平成24年4月1日から改正施行する。
- 10 この細則は平成25年4月1日から改正施行する。